

調 査 報 告 書

2026年9月15日

天理大学ラグビー部員による麻薬及び向精神薬取締法違反
に関する第三者委員会

委 員 羽 成 守

委 員 浅 倉 晋 作

委 員 小 畑 浩 康

【目 次】

第 1	当委員会について	2 頁
第 2	調査の経緯	4 頁
第 3	調査による事実認定等	5 頁
第 4	本事案に関する学内処分について	1 6 頁
第 5	再発防止の対策について	1 9 頁
第 6	本事案を契機とした再発防止等への提言として	2 1 頁
第 7	まとめ	2 3 頁

調 査 報 告 書

2026年9月15日

学校法人天理大学 御中

天理大学ラグビー部員による麻薬及び向精神薬

取締法違反に関する第三者委員会

委員 羽 成

守



委員 浅 倉 晋 作



委員 小 畑 浩 康



2025年6月に発生した貴大学ラグビー部員による麻薬及び向精神薬取締

法違反事件に関し、当委員会による調査の結果を報告いたします。

第1 当委員会について

1 構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員 羽 成 守 弁護士 元日本弁護士連合会常務理事

委員 浅 倉 晋 作 弁護士

委員 小 畑 浩 康 元奈良県奈良警察署長

なお、当委員会は、日本弁護士連合会の作成する企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年12月17日改訂）に準拠し、利害関係のない委員により構成され、独自かつ独立した調査を行っており、天理大学に対する調査中の経過等の報告及び最終の報告等に対する天理大学の関与は一切行われていない。

2 設置の経緯

- (1) 2025年6月11日午前4時ころ、奈良県警察本部（刑事部組織犯罪対策課）により、天理大学ラグビー部寮（以下、「ラグビー部寮」という。）に対する捜索があり、同捜索を契機とし、寮生であるラグビー

部員 2 名が逮捕される事案（以下、「本事案」という。）が発生した。

上記 2 名のうち 1 名（以下、「A 部員」という。）は同人の自室内における大麻の所持による現行犯逮捕であり、1 名（以下、「B 部員」という。）は第三者からの大麻譲受容疑による任意同行後の通常逮捕であった。

(2) 同事案の発生を受け、天理大学（以下、「大学」という。）では、同日、学長及び副学長等による執行部会議を開催し、同会議にてラグビー部不祥事対策本部会議（以下、「対策本部会議」という。）を設置し、同日第 1 回会議が開催された。以後、本事案に関する対応は対策本部会議によって行われた。同会議の構成員は以下のとおりである。

（ラグビー部不祥事対策本部会議）

本部長 永尾比奈夫（学長）

本部員 松村孝吉（専務理事） 岡田龍樹（副学長）

島田勝巳（副学長） 岩崎吉博（事務局長）

土佐三郎（学生部長）

広 報 松葉道夫（入学部長兼広報課長）

清水喜朗（社会連携センター室担当課長）

記録係 宮田裕生（学長室長）

専門家 藤井茂久（天理大学顧問弁護士）

対策本部会議は、同年１２月３日まで計１１回の会議を開催し、本事案に対する種々の対応を行った。

- (3) 当委員会は、本事案発生の原因、事案発生後の初動対応並びに学内及び学外への対応、学生処分のあり方、再発防止に向けた取組み等について調査、検証、提言を行うこと等を目的として、令和８年３月２４日、天理大学永尾比奈夫学長の依頼により設置されたものである。令和８年４月１３日に第１回の会議を開催し、以後、委員３名の合議により調査等を実施した。

第２ 調査の経緯

当委員会は、本事案に関する調査を受託した後、対策本部会議より本

事案の発生から当委員会の第1回会議時点までの対応について報告を受け、その内容を検証したほか、前ラグビー部部長、監督及びラグビー部員若干名との面談調査、本事案の刑事事件の内容の確認、ラグビー部寮の視察、本事案発生後の対策本部会議による対策・処置の内容の確認・検討等の調査を行った。

なお、本事案の当事者であるA部員及びB部員については、本事案の発生に至る経緯及びその動機等を聴取する目的により複数の連絡方法により連絡を試みたが、うち1名からは当委員会による調査への協力を拒否する明示の意思表示があり、他の1名からは保護者を含めて当委員会に拠る調査協力依頼に対し何らの返答も得られず、直接の聴取を行うことはできなかったため、両名の大麻所持・使用に関する事実認定は他の証拠・資料に基づく認定である。

第3 調査による事実認定等

上記の調査により当委員会において以下のとおり事実を認定し、本事案発生の原因及び問題点等を検討した。

なお、原因については、本事案の直接的な原因のみならず、本事案の発生に間接的に影響を与えていたと思われる事情等を含んでおり、問題点については、適法・違法や客観的な当否のみならず、後視点的により適切な対処を講じられたと考えられるものを含んでいる。

1 大麻使用の契機・動機について

A部員及びB部員は、いずれも大学への入学以前から喫煙を行っており、大学入学後1年生（令和5年）の夏ころ、両名がラグビー部寮内で一緒に喫煙していた際、B部員がA部員に対し「大麻をやったことがあるか。」と尋ね、A部員は見栄をはって、あるいは格好をつけて「やったことがある。」と答えたところ、B部員から大麻の使用を持ちかけられ、両名で当時B部員が保有していた大麻リキッドを使用した。実際にはA部員は、この使用が大麻使用の初回であり、B部員は、この使用以前から大麻を使用していたと認められる一方、同人から任意聴取を得られなかったこと等により、B部員の使用の始期が大学入学の前後いずれであるかは特定に至らなかった。

なお、複数のラグビー部関係者からは、両名が周囲から「浮いていた」との証言があり、ラグビー部の中で異質の雰囲気を持った両名が特

に親密になったものと思われる。ただ、この両名に対して、他のラグビー部員が差別、いじめ等を行っていた事実は認められない。A部員の司法警察員調書によれば、「正直、寮生活で縛りのある生活に嫌気が差していましたし、部員から私が良く思われていないこともわかっていたので、寮内で居づらさを感じていました。そうした寮生活のストレスから逃げるため、この日もマリファナを吸ってすっきりしたい」とのことであつた。これらの事実から、「浮いていた」理由は専ら両名の言動、資質によるものと判断される。

両名の大麻使用の動機については、当委員会の調査では、ラグビー部の活動のあり方に何らかの問題があり、その問題がA部員及びB部員の大麻使用の動機となった事実は確認できず、もともとの大麻使用者であつたB部員の使用の動機は正確には不明であるが、喫煙者であつた両名が興味本位で大麻の使用を開始し、以後、大麻特有の効用を得る目的から大麻使用が継続されたものと認められる。

2 ラグビー部寮内での大麻使用の状況について

A部員及びB部員は、上記の大麻リキッドの使用からほどない時期に、乾燥大麻に関心を持ち、両名で購入資金を出しあつて共同で乾燥大

麻を購入して使用した。以後、本事案発生に至るまで、両名共同で頻繁に大麻を購入・使用しており、本事案発生のころには、その使用頻度は毎日に近いものであった。

両名が購入した乾燥大麻及び大麻を使用する際の器具等は、ラグビー部寮内におけるA部員の個人スペース（寮内は1室3名制であり、各室内に室員各自が仕切りなどで半個室様の個人スペースを設けていた。）にて保管されていた。A部員の個人スペースには寮建物のベランダに通じる窓があり、室内に煙が溜まらないよう窓の外（ベランダ）で大麻が使用されていた。

なお、A部員の同室者のラグビー部員は、A部員の個人スペースに無造作に大麻が置いてあるのを現認しており、A部員が大麻使用を秘匿していたものとは考えられない。

ラグビー部内では、B部員について大麻使用に関する噂もあり、両名から勧誘され寮内で大麻を使用したことがある部員も存在した。また、寮内での大麻使用を問題に感じ、小松監督に直接問題提起しなければ問題が解消しないと考えつつ、その機会を持てなかった部員も存在した。

ラグビー部寮には約150名の部員が入寮しており、両名による大麻使用が部員150名のうちで広く認識されていたわけではないが、40名以上の部員が部内での大麻使用の噂を認識していたほか、一部の寮生は大麻使用の事実があることを認識しながら適切な報告ないし相談先が見いだせない状況にあり、そのような状況で両名の大麻使用始期から本事案発生までの約2年間にわたる寮内での日常的な大麻使用を大学が認識・把握できない状況となっていた。

3 体制について

(1) ラグビー部

ラグビー部は、大学の公認する課外活動団体であり、近年は全国大学選手権優勝など競技会での優秀な成績を収めることが目標となっているが、学内規程上は、大学公認の課外活動団体として、その活動を通して、幅広い人間性、社会性、文化性を養うことが目的となっている。

また、同規程上、大学公認の課外活動団体は、大学の専任教員職である部長または顧問をおき、部長または顧問が各団体の課外活動を統

括するものとされており、監督・コーチ・師範等は、部長または顧問の願い出によって学長から委嘱され、技術指導を中心に学生への指導・助言を行うものとされている。

(2) ラグビー部寮

ラグビー部寮は、学校法人天理大学の設置する天理学寮に属し、原則としてラグビー部全員が入寮する全寮制となっており、本事案当時
は1年生から4年生まで約150名が寮生活を送っていた。天理学寮
規定では、各学寮に寮主任または舎監を置くこととなっており、ラグ
ビー部寮では、小松監督が舎監として居住していたが、他に管理者・
監督者は置かれず、天理学寮規定及び天理大学ラグビー寮寮則によ
り、寮生が寮役員を選出し、舎監の承認を得て、役員会を構成のう
え、舎監の承認下において、寮生活に関する重要事項を協議、実施し
ていた。

4 監督のラグビー部寮舎監の兼務

ラグビー部では、1995年に小松監督が監督に就任し、その後競技
会での成績を向上させ、2002年には大学重点強化クラブの指定を受

け、翌2003年に現在のラグビー部寮が開設された。その後2005年度には21年ぶりとなる全国大学選手権出場を果たし、2011年度・2018年度に同選手権準優勝、2020年度には全国大学選手権優勝の成績を収めるに至ったが、その過程において、本来は技術指導を中心に学生への指導・助言を行う立場である小松監督に対し、ラグビー部及びラグビー部寮の運営を兼務させ、事実上、ラグビー部及びラグビー部寮に関する全権委任と評価してよい状況があった。

部の監督と寮の舎監を兼務する小松監督は、部及び各部員の公私にわたる全般的な責任を背負い込んでいるように見受けられ、そのこと自体は大学及び各部員の小松監督に対する信頼を育む土壌にもなっていると思われるが、他方、負担の分散やサポートを得られないことで監督1人の負担が過大となり、目が届かない、あるいは手に余る状態にあったように判断された。本事案についても、寮内の風紀の維持がほとんど学生の自治に任されたような状態となっていたことで捜査機関による捜索を受ける以前に寮内での大麻使用を認識して対策を講じることができない状況に至っていたと考えられる（部長及び副部長もラグビー部員の寮内での日常生活に関与することはなく、ラグビー部の活動に関心を持ちつ

つ功労者である小松監督への遠慮などから十分な関与は行えていなかったといえる。) 。

5 学内における違法薬物の使用・拡散への対策について

携帯電話やSNS（ソーシャルネットワークサービス）の普及によって、大麻を含む違法薬物の入手が昨今非常に容易なものとなっており、違法薬物使用の低年齢化は社会問題となっている。2020年以降、他大学でもスポーツ部に所属する学生が薬物事犯により捜査機関に身柄拘束される事案が複数発生し、その中にはスポーツ部の寮内における事案も存在していることから、スポーツ部に複数の学生寮を設置する大学においても、学内及び学生寮内における薬物使用及び拡散・蔓延に対する危機感を持ち、適切な予防策等を講じることが必要である。

大学では、本事案発生以前より、年1回奈良県警察から講師を招いて講習会を開催し、学内における薬物使用及び拡散の防止を図ろうとしているが、各開催においては各団体から代表者が参加し、代表者が各団体内で指導内容を所属学生に伝達する方式が採用されている。ただし、参加者による各団体内での伝達には必ずしも監督等の指導者が関与することが求められておらず、学生の自主的な伝達に委ねられている。

しかしながら、参加者による各団体内での伝達を学生の自主性に委ねては伝達が十分に行われない可能性を排斥できず、本事案において約2年間に及ぶ寮内での大麻使用を防止できなかったことについても、上記のような研修方式のために、ラグビー部内において違法薬物の使用や拡散を防止する意識を十分に育めなかったことが原因となっている可能性を否定できない。

講習会に全学生を参加させることが実現困難であったとしても、学内全体に対する周知の方法や内容については、より積極的な対処が採られるべきである。

また、後述するが、学内において大麻を使用する学生が生じた場合について、大学がその事実を早期に認識し得る対策について十分な検討や実施がなされていなかったように見受けられる。

6 本事案の発生に対する対処について

大学では、本事案発生当日、学長及び副学長による執行部会議を開催し、執行部構成員のほか法人専務理事、学生部長、入学部長兼広報課長、社会連携センター室課長、顧問弁護士を構成員とするラグビー部不

祥事対策本部会議（構成員は本書第1に記載）を設置し、また、学外に対しては大学ホームページ（「重要なお知らせ」欄）に学長名で「本学学生の不幸事について」と題し、学内に対しては学内グループウェアに松村専務理事名にて「ラグビー部員の逮捕について」と題して、本事実の発生を掲示・報告し、今後の対応についても適宜ホームページで報告することを示した（なお、同日、ラグビー部ではA部員及びB部員の両名を退部処分のうえ部活動を当面自粛とした。）。

翌々日となる令和7年6月13日、臨時教職員会議を開催し、本事実の経緯や今後の対応を説明した。また、ラグビー部寮以外のスポーツ寮に所属する学生に対しては、別途本事実の発生及び大学として主体的に調査を行うことを報告し、アンケート形式にて同様の薬物使用やその噂の有無を調査した（同月16日までに調査は完了し、同様の薬物使用や噂がないこと及び今後の調査に積極的に協力を得られる旨の回答が得られている。）。

同月15日、改めて大学ホームページ（「在学生の方へ」及び「在学生保護者の方へ」の各欄）に「本学学生の不幸事について」との掲示を行い、本事実発生への報告に併せ、在学生に対してはどのようなことも学

生支援課に相談するよう働きかけた。

同月 19 日及び 20 日には、学生部長、学生課長ほか職員 4 名の合計 6 名体制にて、ラグビー部寮内大広間に個別ブースを設置し、全ラグビー部員に対するヒアリングを図るとともに、希望者にはメンタルケアを含む再度の学生相談を行い、同月 26 日には、部員全員を対象に対策本部会議の一員である顧問弁護士による「コンプライアンス研修会」を行った。なお、同月 17 日には、ラグビー部から部員全員についての自主的な尿検査実施の申し出があり、それを受け、大学は、部員全員の尿検査を実施し、簡易検査による全員の陰性を確認し、奈良県警察に報告を行っている。

以上の初動的対応を経て、同月 27 日、再度、大学ホームページ（「重要なお知らせ」欄）に学長名で「本学学生の不祥事に対する対応について」と題して対応の状況等を報告し、また、同日、奈良県警察より A 部員及び B 部員が起訴されるとともに本事案では両名以外の捜査対象者が生じない旨の連絡を受けたことから、大学執行部にて処分原案の策定に取り掛かり、7 月 1 日付で以下の処分が下された。

- ・ラグビー部　：6 月 11 日から 7 月 31 日まで活動停止

- ・ 部長 ： 解任
- ・ 監督 ： 6 月 1 1 日から 9 月 1 0 日まで 3 か月の職務停止
- ・ その他指導者： 厳重注意

上記の各対応については、大学が対策本部会議により関係者の一致協力下で本事案発生後速やかに事実関係を把握し、学内及び学外利害関係人への報告（ディスクロージング）及び学生へのサポートを行おうとしたことが伺われ、当委員会としても、事実隠蔽等なく迅速かつ適切な対応が採られたものと評価している。ラグビー部からの申し出による部員全員の自主的な尿検査の実施については、更なる被疑者が生じた場合の大学やラグビー部への影響を危惧する意見も生じながら、大学として事実を明確にする方針に基づいた清廉な判断であったといえる。

第 4 本事案に関する学内処分について

1 処分内容について

処分の内容は上記のとおりであり、処分内容の決定には、本事案が試合・練習中の事案でなく部員の日常生活上の不祥事であったこと及び所属協会の方針が連帯責任的処分の回避と個別対応を原則としていたことが考

慮された。そのうえで、部長は統括者の責任、監督は指導上の責任及び本事案発生前の対応に関する責任、ラグビー部はクラブ内での自浄及び指導者への報告等に関する不作為に対する責任として上記処分内容とされている。上記処分については、処分が軽すぎる・より重い処分が相当であるといった意見が学内にも見受けられるが、学生スポーツ団体における学生、特に成人した学生の日常生活上の不祥事に関し管理監督者が責任を負うべき範囲・程度や団体に対する連帯処分の是非には種々の意見があり、当委員会としては、一義的に上記処分が軽すぎるとは評価していない。違法薬物がラグビー部及びラグビー部寮内で蔓延していた事実までは認められず、他方、ラグビー部及びラグビー部寮内での薬物使用に関し、より早期の報告や調査が行われるべきであったという理由から個別責任として上記処分を行ったという点については、然るべき処分理由に基づく相応の処分が行われたと評価し得る。

2 処分始期について

ただし、ラグビー部及び小松監督に対する処分始期が本事案発生日である6月11日とされているようであり、その点は、一般的には有期処分の処分開始日は処分の決定ないし言渡し日であることが通常であることに照

らし、大学が下した処分の内容は、正確には、ラグビー部の活動停止が7月1日から同月31日まで、小松監督の職務停止が7月1日から9月10日までであったことになる（6月11日から同月30日まではあくまでも活動自粛であったはずである。）。そうすると、小松監督に対する職務停止3か月の処分は正しくは7月1日から9月30日までとすることが適切であったといえる。

3 A、B部員の除籍処分について

また、A部員及びB部員については、本事案発生日にラグビー部を退部処分となった後、A部員については令和7年10月1日付、B部員については令和8年4月1日付で学費未納を理由とする除籍処分となっており、本事案を理由とする退学処分とはされていない。この理由として、大学の規定上、A部員及びB部員について、所定の学費が納入されていないことで退学処分の対象とすることができず、本事案発生後、最終的にA部員及びB部員から所定の学費納入が得られず、やむを得ず除籍処分としたという事情が存在したようであるが、本事案を発生させながら、それとは別の理由である所定期間の学費納入を行わないことを理由として両名が本事案に関する直接の処分を受けていない点には、在学生の処分に関する学内規

定を再検討する必要がある。

第5 再発防止の対策について

1 研修会

本事案発生の翌々日、ラグビー部寮以外のスポーツ寮に所属する学生に対して注意喚起やヒアリングが行われ、ラグビー部に対しては6月26日に顧問弁護士による「コンプライアンス研修会」が行われた。

ラグビー部では、活動停止期間中である7月15日から3日間のコンプライアンス研修が実施され、グループワーク形式でのディスカッション等を行ったほか、活動再開日である8月1日及び菅平合宿前日の同月13日に副学長及び学長の講話による研修があり、また、全国大学選手権直前の12月10日にも研修を行った。

ラグビー部では、従前、各学年リーダーが4年生リーダーを介して監督に報告等を行うこととしていた体制について、本事案を受けて、内容により各学年リーダーが直接監督に問題提起してよいとの体制に変更し、寮の管理体制については、トレーナースタッフが寮食堂で食事を取ることとし、週末にはコーチがラグビー部寮に宿泊することで寮生とのコミュニケ

ーションを図ることとした。また、本事案では夜間の無断外出（寮の門限は午後10時）によって大麻が購入されていたことから、夜間の無断外出防止のため防犯カメラが追加設置された。

2 投書箱等

大学全体としては、①学生部に設置されているクラブポスト（匿名での投書箱）を改めて全学に周知すること、②入学後のオリエンテーションにおいて保証人同席のうえ薬物使用を含む学生生活上の誘惑・勧誘について研修ないし説明会を実施すること、③毎年2月開催のリーダーズキャンプにコンプライアンス研修を組み込むこと、④同研修をクラブ単位で動画視聴等の方法により全部員に情報共有できる機会を設けることなどの再発防止策が令和7年12月までに策定され、それぞれ実施された。

以上の再発防止の対策について、特別な問題点までは見出さないが、ラグビー部において講じられた対策については、（競技の性質もあってか）対話による問題解決が重視されており、違法薬物を所持・使用する部員が生じないような環境を作るという観点では対話による問題解決も重要である一方、同種の違法行為が再発した際に大学が早期に事実を認識して対策を講じる必要性からは、投書箱等の適切な運用等も考えるべきであり、ラ

ラグビー部内の対話への過度な依存は適切ではないと指摘し得る。

学内における違法薬物の拡散・蔓延を防止する観点からは、違法薬物の使用に触れた学生が、その報告を行うことによるリスクを感じることなく事実報告や相談を行い得る仕組みが必要であり、学内には匿名の投書箱が設けられているものの、匿名の投書では以後の事実確認が早期かつ正確に行えるのかに疑問の余地がある。非匿名での報告や相談を前提に、相談者や報告者の秘密やプライバシーの保持を厳守することを前提とした報告・相談窓口が設けられることがより適切である。

研修や情報提供については、時間の経過とともに形骸化することなく、継続的に充実した内容をもって実施されることが必要であることは言うまでもない。

第6 本事案を契機とした再発防止等への提言として

1 見て見ぬふり

本事案では、捜査機関よりラグビー部員約150名の生活する寮内で違法薬物の所持・使用が蔓延している可能性を疑われつつ、結果的にはA部

員及びB部員に限られた大麻所持等として刑事事件を終えた。

しかしながら、当委員会の調査では、ラグビー部寮内で長期にわたり大麻が所持・使用され、一部では大麻使用の噂も流れていながら有意な調査等に至ることができず、さらには、両名の大麻使用を現認しながら然るべき報告・相談を行えなかった部員も存在していたのであって、部や寮内において「見て見ぬふり」の状況が生じていたものと判断できる。

そもそも、喫煙はラグビー部として禁止されているばかりでなく、心肺機能に影響を与え、運動能力にも悪影響があることは常識であるところ、喫煙が常習化していたA、B両部員に対し何らの注意、警告がなされなかったことは、A、B両部員の認識不足はもとより、ラグビー部自体としての規律が弛緩していたものといえる。

2 大学の関与の希薄さ

ラグビー部内部の問題とはいえ、刑罰法規に触れ、現に逮捕、有罪とされた大麻使用、所持に関し、複数のラグビー部員がそれを現認しながら大学への相談、連絡がなされなかったことにつき、ラグビー部に対する大学の関与の希薄さを指摘できる。

すなわち、大学と離れた距離にある寮に部員全員が寄宿し、事実上、独立しているかのようなラグビー部と大学を結びつけるのは、ラグビー部部長となっている大学の教員だけである。

しかも、部長は、ラグビー部の日常、特に寮生活にはほとんど関与していない。寮内のラグビー部員の日常生活は、舎監でもある小松監督が一人で管理している状況にあった。

それに比し、ラグビー部と大学を結ぶ部長の権限のなさ、部活動に対する責任のなさ、ラグビー部員との距離の遠さ、それによる部員から部長への確固としたパイプのなさ等、改めて検討され改善されるべきものと考えらる。

第7 まとめ

今後も違法薬物が入手しやすい社会情勢は変わらない見通しであり、大学の学生が安易に違法薬物に手を染めて学内に拡散・蔓延していく危険性は無くならないのであって、学内における違法薬物の使用や拡散・蔓延を防止するためには、大学がより積極的にその防止策に取り組むとともに、

学内における違法薬物の所持や使用に接した学生が大学に対しその報告や相談を行うことによるリスクを感じることなく情報提供や相談を行える体制を講じる必要があるといえる。

刑事処分は本事案発生当時に想定した事態の最小限の範囲に留まったといえるが、当委員会の調査では少なからずラグビー部寮内での日常的な大麻使用が確認されており、A部員及びB部員以外にも拡散・蔓延する現実的な危険性があったと評価でき、大学が利害関係者の信頼を得るに足る研究・教育機関であるためには、本事案を教訓とした将来にわたる継続的かつ実質的な再発防止の取り組みを行っていくことが極めて重要である。

以 上